

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 23.10.25 第 179 回国会第 3 号

10月25日(火)、第3回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・山岡国務大臣(消費者及び食品安全担当)、後藤内閣府副大臣、筒井農林水産副大臣、大串内閣府大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

辻 惠君(民主)

- ・全国の消費者が被害にあわないようにするためには、地方消費者行政全般の充実が不可欠と考えるが、そのための施策について山岡国務大臣の所見を伺いたい。
- ・昨年、消費者庁は予算や人員が大きく拡大した。更に加速していくには、山岡国務大臣のリーダーシップが問われるので、決意を伺いたい。

竹本直一君(自民)

- ・福島第1原発の事故による放射性物質の検査箇所については、まだら状に汚染されているので、検査の空白地点を発生させないよう、検査範囲を細かくすべきと考えるがいかがか。
- ・ウクライナやWHOの食品中の放射性物質の基準と比べ、日本の暫定基準値はあまりにも違う。なぜこのような基準値が許されたのか。
- ・国民の健康と安心のため、検知器について国が工夫して米の放射性物質の全量検査をすべきと考えるが、山岡国務大臣の所見を伺いたい。

永岡桂子君(自民)

- ・山岡国務大臣は大臣就任からこれまで、地方消費者行政の充実の実現に向け、どのような取組を図ってこられたか。
- ・放射能による食の安全の観点から、全国の消費者の不安解消に向けて正しい情報を分かりやすく発信していく必要があると考えるが、これまでどのような環境整備等の取組を行ってきたか。
- ・食品中の暫定規制値見直しに関して、妊婦、子どもに配慮した規制値の検討が必要ではないか。

あべ俊子君(自民)

- ・マルチ商法とは何か、同商法に係る消費者被害の実態等について、山岡国務大臣の見解を伺いたい。
- ・マルチ商法関連の取引契約は、違法性がなければ消費者問題ではないと考えるのか、山岡国務大臣の見解を伺いたい。
- ・国民生活センターは消費者へ財産事案、身体・生命事案に関わる消費者事故等の迅速な情報発信や、裁判外紛争解決手続(ADR)による柔軟な紛争解決を行ってきたが、消費者庁と国民生活センターの一元化により、その機能の弱体化が懸念される場所である。消費者視点に立ち、きめ細かい消費者行政の取組が必要だと考えるが、山岡国務大臣の所見を伺いたい。

秋葉賢也君(自民)

- ・食品の放射能汚染に対しては、国の責任で検査体制を整備すべきである。食品の検査体制を更に拡充すべきと考えるが、体制の現状、課題及び強化策についてお尋ねする。
- ・国民生活センターの調査によると、市場に出回っている安価な放射線測定器は性能が不十分で、一部のものは性能を過大に広告していたとのことである。消費者庁として製造者等を指導する必要があるのではないか。

大口善徳君(公明)

- ・消費者庁と国民生活センターの一元化について、行政刷新会議と消費者庁の検証会議において検討されているが、結論が異なった場合どちらを優先するのか、山岡国務大臣の考え方を伺いたい。
- ・地方消費者行政活性化基金終了後の地方消費者行政の後退が懸念される。国は財政支援を検討すべきではないか。また、PIONETの入力費用についても国が一部負担することを検討すべきではないか。

- ・個人版私的整理ガイドラインの利用が低迷している。債務者の適用要件の緩和や相談体制を充実させるなどの取組が必要ではないか。また、運営委員会の支部を沿岸部に置くなど、利用者のアクセスをよくする必要があるのではないか。

吉 井 英 勝君（共産）

- ・市販されている放射線線量計に係る消費者被害をどの程度把握しているか、また、線量計の検出限界がどの程度であれば適正な商品と考えているか、消費者庁にお尋ねする。
- ・国が、電気料金が原資となっている電源開発促進税を使って原子力発電の安全神話を原子力関係団体に委託して広報していることについて、消費者行政の観点から山岡国務大臣の見解を伺いたい。
- ・経済産業省及び文部科学省は、一般競争入札といいながら、事実上随意契約で原子力安全に関する広報を原子力関係団体に委託していることについてどのように認識しているのか。

吉 泉 秀 男君（社民）

- ・国民生活センターの消費者庁への一元化について、国会での議論もなく、あたかも先に結論ありきでプロセスを進めていることについて、山岡国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者庁に事故調査委員会を立ち上げた場合、どのような権限を付与し、また、どのような位置付けをすることとなるのか。
- ・消費者庁が発行している「食品と放射能Q & A」は、既に5回改訂されているが、位置付け、内容の検証はどうなっているのか、また、その責任を負うのは誰か。